

答 申 書

2023(令和5)年10月25日

古賀市長 田辺 一城 様

古賀市人権施策審議会
会長 山下 秀和

令和5年5月23日付5古人セ第130号で諮問のありました「古賀市人権施策基本指針に基づく令和5年度実施計画」について慎重に審議した結果、下記の3項目に関し、審議会の意見を付して答申します。

記

- 一 地域力の低下や生き方の多様化によって社会環境が大きく変化する中、子どもから高齢者まで地域・社会で生きづらさや孤立感を感じる人が増加しており、対処する必要がある。
この問題を解決するために有効な方法について検討されたい。
- 二 地域において正しい人権意識がさらに根づいていくためには、マイクロアグレッション(無自覚・無意識の差別行為)の観点を踏まえた内容を取り入れるなど、時代に即した取組も大切である。
社会的少数者への理解を深め、相手の人権に配慮した責任ある行動ができ、自分事として捉えられるような啓発活動や事業を検討されたい。
- 三 地域で啓発活動をさらに深めるにあたり、こども基本法は未来を担う子どもの権利を大人が学ぶ上で非常に有用であり、自分の認識が正しいのかどうか真剣に向き合うことができる内容である。
社会の価値観の変化に対応するために大人の学びの重要性が高まっている中、改めて人権の原点に立ち返り、従来の取組の見直しや施策の強化を検討されたい。

以上